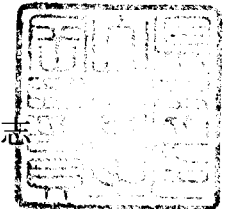


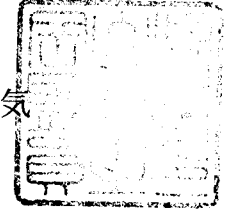
岡監発第 104 号  
平成18年 2月 8日

請求人 重田 龍三 様  
請求人 村上 眞幸 様  
請求人 須藤 暁子 様  
請求人 菅納 忠彦 様  
請求人 青木 光章 様  
請求人 伊賀 寛 様

岡山県監査委員 長 瀬 泰 志



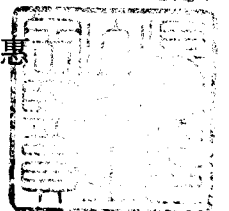
岡山県監査委員 渡 辺 英 気



岡山県監査委員 吉 永 謙



岡山県監査委員 平 野 温 恵



岡山県職員措置請求について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号。「以下「法」という。）第242条第1項の規定により、平成18年 1月25日に提出のあった岡山県職員措置請求について、次のとおり通知します。

記

## 1 監査の請求

平成18年 1月25日に、岡山県職員措置請求書が提出された。

## 2 要件審査

監査の実施に当たり、本件住民監査請求が法第242条の要件に適合しているかどうかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

### (1) 住民監査請求の制度について

法第242条第1項の規定は、「住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる当該行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではない」（平成2年6月5日最高裁判所第三小法廷判決）とされている。また、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する」（上記最高裁判決）とされ、あわせて、「当該行為等が具体的な理由によって、法令に違反し、あるいは行政目的上不適当である旨を指摘することが必要」（平成3年3月27日東京地方裁判所判決）とされている。

### (2) 本件請求の内容について

請求人は、平成16年度における蜂谷勝司岡山県議会議員の県議会本会議及び委員会への出席日数が他の議員と比べて極めて少ないことを理由に、同議員に支払われた政務調査費は議員活動の遂行のために使用されたとは認められない不当な支出であると主張している。

同議員の政務調査費が、岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例（平成13年岡山県条例第43号）第7条及び岡山県議会の政務調査費の交付に関する規程（平成13年岡山県議会告示第1号）第4条に規定する用途基準に違反して使用された違法又は不当なものであることを理由とする住民監査請求においては、上記判例が示すように、違法又は不当を主張する同議員の各支出を特定できるように個別的、具体的に摘示することを要するものと解される。

しかし、本件請求書及びこれに添付された事実証明書を総合してみても、個々の支出についての日時、支出金額、支出目的等を個別的、具体的に摘示しているとは認められない。また、不当とする理由についても、同議員の本会議及び委員会への出席日数が他の県議会議員に比べて極めて少ないことを挙げているが、主観的な憶測又は疑念を述べているに過ぎず、違法性又は不当性の具体的な理由を摘示しているとは認められない。

また、請求人は、同議員の県議会本会議及び委員会への欠席届の手続が岡山県議会会議規則（昭和51年岡山県議会規則第1号）に違反すると主張しているが、岡山県議会会議規則の運用の問題について述べているに過ぎず、同議員に対する政務調査費の支出の違法性又は不当性の理由を摘示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に規定する要件を欠く不適法な請求という外なく、却下するものである。